

## 市第 132 号議案 横浜市指定難病審査会条例の制定

### 1 提案理由

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、「法」という。）第 40 条に「大都市の特例」が規定されており、平成 30 年 4 月 1 日に「都道府県が処理する」としてされている事務が政令市へ権限移譲されます。

これを受けて、「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令」及び「地方自治法施行令」の一部が改正されました。このことに伴い、横浜市指定難病審査会に関し必要な事項を定めるため、新たに「横浜市指定難病審査会条例」を制定したいので提案します。

### 2 主な権限移譲事務

特定医療費（指定難病）助成事業

指定難病（厚生労働大臣が指定する医療費助成の対象となる難病：330 疾病）に  
り患している患者に対し、医療費の一部を助成します。

### 3 条例案の概要

横浜市指定難病審査会の設置

#### (1) 法の規定

医療費の助成は法令に基づいて行いますが、法第 7 条第 2 項の規定により、支給認定の申請があった場合において、支給認定をしないこととするときは、あらかじめ「指定難病審査会」に当該申請に係る支給認定をしないことに関し審査を求めなければならないとされています。

#### (2) 条例案の内容

##### ア 趣旨（第 1 条）

法第 8 条第 1 項の規定に基づき設置する横浜市指定難病審査会に関し必要な事項を定めること

##### イ 所掌事務（第 2 条）

法第 7 条第 2 項に定める審査のほか、法第 10 条第 2 項に定める支給認定の変更に  
関する事項について調査審議、答申又は意見を具申すること

##### ウ 組織（第 3 条）

委員は 20 人以内とすること

##### エ 委任（第 4 条）

条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めること

#### (3) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

### 4 横浜市指定難病審査会の概要

#### (1) 審査内容

支給認定をしないこととするものの妥当性について、厚生労働省の定める疾病ごとの認定基準に基づき、審査を行います。

#### (2) 委員

疾患群ごとに難病法による指定を受けた専門医に委嘱します。

(3) 開催頻度

月 1 回

5 権限移譲に伴う事務対応

(1) 支給認定体制の変更

これまで神奈川県が行っていた支給認定・受給者証の交付、医療費の支払い等について、健康福祉局保健事業課で行います。

(2) 本市の患者の方々への対応

ア 受付窓口

現在、各区高齢・障害支援課において神奈川県への申請の受付業務を行っており、権限移譲後も受付窓口は同様となるため、変更はありません（健康福祉局保健事業課への郵送も可能）。

イ 添付書類

これまで提出が必要であった住民票などの添付書類の一部の省略ができます。

6 受給者数見込み（平成 30 年 4 月 1 日時点）

約 26,000 人

7 対象者への周知状況

(1) 神奈川県による周知

神奈川県が、支給認定を決定した方に送る受給者証や更新案内などの郵送物へ、政令市への移譲についての案内を同封して周知。

(2) 広報よこはま 3 月号に掲載予定

(3) 本市ホームページやメールマガジンに掲載

8 参考【本市における指定難病受給者数上位 20 疾患（平成 29 年 3 月 31 日現在）】

受給者数順位	疾患名	市内受給者数 (25,794 人)	全受給者数に対する割合	受給者数順位	疾患名	市内受給者数 (25,794 人)	全受給者数に対する割合
1	潰瘍性大腸炎	5,367 人	約 21%	11	重症筋無力症	569 人	約 2%
2	パーキンソン病	3,250 人	約 13%	12	多発性硬化症／視神経脊髄炎	549 人	約 2%
3	全身性エリテマトーデス	1,781 人	約 7%	13	特発性拡張型心筋症	546 人	約 2%
4	クローン病	1,193 人	約 5%	14	特発性大腿骨頭壊死症	509 人	約 2%
5	後縦靭帯骨化症	861 人	約 3%	15	原発性胆汁性肝硬変	495 人	約 2%
6	全身性強皮症	855 人	約 3%	16	ベーチェット病	495 人	約 2%
7	網膜色素変性症	700 人	約 3%	17	サルコイドーシス	401 人	約 1%
8	脊髄小脳変性症	633 人	約 2%	18	下垂体前葉機能低下症	366 人	約 1%
9	皮膚筋炎／多発性筋炎	591 人	約 2%	19	もやもや病	362 人	約 1%
10	特発性血小板減少性紫斑病	585 人	約 2%	20	混合性結合組織病	323 人	約 1%
合計						20,431 人	約 79%